

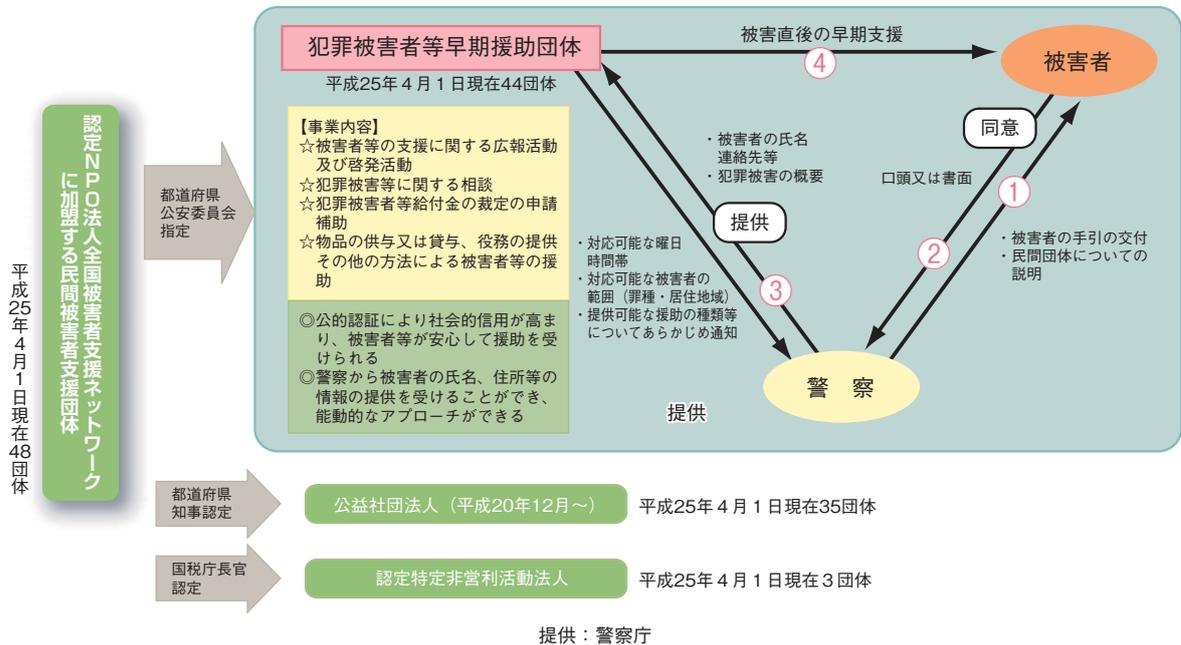
(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導
【施策番号213】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が「犯罪被害者等早期援助

団体」(平成25年4月1日現在、44団体)を指定しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務などについての情報提供や必要な助言など適切な指導を行っている。

犯罪被害者等早期援助団体制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定する制度



第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進(基本法第20条関係)

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号214】

文部科学省において、学校・地域の実情などに応じた多様な道德教育を支援するため、道德教材の活用をはじめ、道德教育の充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など自治体による多様な事業への支援を行う「道德教育総合支援事業」を実施しており、生命を大切にする心を育成する道德教育の一

層の推進を図っている。また、内閣府が作成している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm)においても紹介している。さらに、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、小学校における3泊4日以上での自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

【施策番号215】

文部科学省において、「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施している。

また、学校における人権教育に関する指導方法の在り方などについて調査研究を行う「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」などを実施し、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」をまとめた。

さらに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催するとともに、独立行政法人教員研修センターにおいて「人権教育指導者養成研修」を実施している。

(3) 学校における犯罪抑止教育の充実

【施策番号216】

文部科学省において、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員会・学校などに配布し、これらを活用して警察との連携の下、非行防止教室の実施をはじめとした犯罪抑止教育の充実を図っている。

(4) 子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号217】

文部科学省において、上記「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施をはじめ、子どもへの暴力抑止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

【施策番号218】

文部科学省において、命の大切さを実感させる意義などを記述している「家庭教育手帳」を文部科学省ホームページへ掲載し（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/2006_techou/mokuji.htm#1）、全国の教育委員会やPTA、子育て支援団体などが主催する家庭教育に関する講座等での活用を促している。

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

【施策番号219】

警察において、教育委員会などの関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養に努めている。この効果を更に向上させるため、警察庁では、文部科学省の後援を得るなどして、全国の中学生・高校生から募集した作文の中から選定した優秀作品の受賞者を一堂に集め、表彰する「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」を平成23年度から開催している。また、あらゆる機会において、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施したり、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行うなど、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運を醸成し、犯罪被害者支援の充実を図っている。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号220】

法務省において、法教育を推進するための方策について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会を開催している。

平成20年度から、同協議会の下に、私法分野における法教育の在り方を検討するための「私法分野教育検討部会」、小学生を対象とした法教育教材の作成を行うための「小学校

教材作成部会」を開催し、それぞれ検討を行ってきたが、平成21年度は、両部会からの報告を受けて、同協議会で、「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」（平成21年5月）、「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」（同年8月）を取りまとめ、法務省ホームページに公表した。

平成22年度からは、法教育推進協議会において、法教育推進のための新たな取組として、法教育の中心的な担い手である教育関係者や法律関係者、将来の法教育の担い手となる大学生及び大学院生などを対象とした法教育に関する論文コンクールを実施している。

また、平成23年11月26日には、東京都において、法教育の更なる普及と発展を目的として、法教育シンポジウムを開催した。

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号221】

P3コラム1「犯罪被害者週間の実施」参照

(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

【施策番号222】

ア 内閣に置かれた男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

【施策番号223】

イ 内閣府において、春（平成24年4月6日から同月15日）と秋（平成24年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

女性に対する暴力をなくす運動



全国交通安全運動

